

歯科衛生士免許をお持ちの方へ

滋賀县委託事業「歯科医師等派遣委託事業」に係る 病院入院患者の口腔ケア実施歯科衛生士の募集について

一般社団法人滋賀県歯科医師会

滋賀県歯科医師会では、平成26年度より、歯科の標榜のない病院に歯科医師・歯科衛生士を派遣し入院患者の口腔機能管理体制の整備を行う「歯科医師等派遣委託事業」を実施しています。本事業は1～2週間に1回程度の「口腔ケアラウンド」出動による病院入院患者の口腔ケア、またそれを通じた看護師等病院職員の指導が主となることから、比較的長期にわたって本事業に携わっていただける歯科衛生士の方を、この度募集いたします。

つきましては、下記の通り募集させていただきますので、ご興味を持たれた方は下記担当までご連絡ください。

【「歯科医師等派遣委託事業」病院口腔ケアラウンド 要項】

1. 実施場所 県内の下記市町の病院（具体的な病院名はご応募時にお知らせします）

湖南圏域	草津市	東近江圏域	近江八幡市	湖西圏域	高島市
甲賀圏域	甲賀市	湖東圏域	彦根市		

※上記に無い圏域・市町では実施していません。

2. 期間（予定） 2019年9月～2022年3月

3. 実施内容 入院患者の口腔ケアならびに病院職員の口腔ケア指導

4. 出動人数 1病院1回あたり歯科衛生士1～2名程度
（地域の滋賀県歯科医師会歯科医師が同行します。慣れてきたら歯科衛生士
のみの出動回も想定しています）

5. 出動頻度 初期は見学を兼ね2週間に1回程度、以降は1カ月に1回程度。
いずれも1回につき1～2時間程度。

6. 報 酬 出動1回あたり下記の報酬となります。
1時間未満の出動 3,000円
1時間以上2時間未満の出動 4,500円
2時間以上の出動 6,000円
*上記金額に交通費も含まれます。
*報酬は上記金額を源泉徴収の上、出動者の指定口座に振込みいたします。

7. その他 出動時の交通及び院内での万一の事故に備え、傷害保険等対応しております。
その他ご不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

◇ご興味を持たれた方は下記担当までご連絡ください。詳細資料をお送りします。
なおその際、下記①～③についてご教示をお願いします。

①応募者氏名 ②応募者住所 ③出動可能な市町（上記要項の「1.実施場所」参照）

*本登録となりました際には歯科衛生士免許の写しをご提出いただくこととなりますので、予めご了承ください。

*ご応募時に頂いた個人情報厳正に管理し、同意を得て本事業で使用する以外には一切開示しません。

〔滋賀県歯科医師会事務局〕 TEL：077-523-2787 FAX：077-523-2788

E-mail：sikaisi-@mx.biwa.ne.jp 担当：西村